

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書類一覧 (法人用)

	提出書類	様式等	新規更新	変更
1	産業廃棄物収集運搬業許可申請書 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	省令様式第六号 省令様式第十二号	○	
	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	省令様式第十号 省令様式第十六号		○
2	事業計画の概要を記載した書類	省令様式第六号の二 (第1面～第5面)	○	※1
3	運搬車、運搬容器または運搬船の写真	省令様式第六号の二 (第6面～第7面)	○	※1
4	事業場(車庫)の平面図及び周辺見取図 (船舶による収集運搬の場合は、運搬港(岸壁)の見取図)		○	※1
5	施設の所有権又は使用権原を証する書類 車 両：車検証 船 舶：船舶検査証、船舶国籍証、三面図 事業場：土地の登記事項証明書 (借用の場合は、賃貸契約書の写しなど)	法務局で取得 (登記事項証明書)	○	※1
	6	講習会修了証の写し(収集運搬課程)	講習会修了証の写し	○
7	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	省令様式第六号の二 (第8面)	○	○
8	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表 (直近3年分)		○	○
9	法人税の納税証明書(納税証明書「その1」) (直近3年分)	税務署で取得	○	○
10	事業改善計画書 ※2 3期連続で赤字決算又は現在債務超過している場合のみ添付		※2	※2
11	定款(寄附行為)の写し (申請時において有効な定款である旨の申立てを記載すること)		○	○
12	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ・申請者 ・出資比率5%以上の出資会社(現在事項全部証明書でも可)	法務局で取得	○	○
	13	誓約書(日付は申請日です。空白とし受付後記載してください)	省令様式第六号の二 (第10面)	○
14	本籍記載の住民票(マイナンバー(個人番号)が未記載のもの) ・役員(監査役含む)、出資比率5%以上の出資者、政令使用人	市(区)役所で取得	○	○
15	登記されていないことの証明書 ・役員(監査役含む)、出資比率5%以上の出資者、政令使用人	法務局で取得	○	○
16	医師の診断書等(精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証するもの) ※3 15のうち、登記されている者のみ		※3	※3
17	委任状・職位証明書・会社組織図 ※4 役員の代わりに講習会を受けた者がいる場合のみ添付		※4	※4
18	許可証の写し (更新前の許可証、市外処分先の許可証、先行許可証など)		○	○

(裏面に続く)

提出書類		様式等	新規 更新	変更
積替え保管を行う場合のみ提出 (※1 変更の場合は変更する施設のみ)				
19	保管施設の見取図 (場内の平面図に全ての保管施設の位置を示した図面)		○	※1
20	保管施設の概要書 (19と結び付くように名称や番号等を付け、処理前と処理後に分けて記入)		○	※1
21	保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図		○	※1
22	保管施設の写真 (保管施設の掲示板及び廃棄物の種類ごとの表示など)		○	※1

留意事項

※1 変更がない場合は、添付を省略することができます。

※2 3期連続で赤字決算又は現在債務超過している場合は、添付が必要です。

※3 登記されている者がいる場合は、添付が必要です。

※4 役員の代わりに講習会を受けた者がいる場合は、添付が必要です。

※ 官公庁証明書類については、発行日から3か月以内のものを提出してください。

※ 同日に複数の申請をする場合は、官公庁証明書類はいずれかに原本を添付し、残りは写しの添付で可。

【許可申請手数料】

産業廃棄物収集運搬業 新規 81,000円 更新 73,000円 変更 71,000円

特別管理産業廃棄物収集運搬業 新規 81,000円 更新 74,000円 変更 72,000円

【提出部数】 2部 (1部は原本、1部は複写可)

【提出先】 〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課 電話093-582-2177
※申請時は必ず電話で予約をしてください。